

平成 21 年 10 月 28 日

## 中央社会保険医療協議会委員の内定について

社団法人 日本医師会

今般の中医協委員の内定について二点申し上げたい。

第一に、中医協の設置を定めた社会保険医療協議会法には「医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員」と定められている。日本医師会は、病院・診療所の開設者たる医師 8 万 5 千人、勤務医 8 万人、計 16 万 5 千人の会員からなる医師を代表する組織であり、地域医療を担っている 47 都道府県医師会、60 の大学医師会等を含む 891 郡市区医師会との密接な連携の下に日本の医療を支えている。今回、日本医師会に特段の相談もなく中医協委員を内定されたことは、誠に遺憾である。

第二に、現在の中協は、歯科診療報酬を巡る贈収賄事件の発生を機に、平成 16 年に設置された「中協の在り方に関する有識者会議」によって、徹底的にその在り方が見直された。同会議の報告書には、厚生労働大臣が委員を一方向的に任命するのではなく、それぞれを代表するにふさわしい者を関係団体が推薦し、これにもとづいて厚生労働大臣が任命すべきであるとある。しかるに今回は、過去の真摯な議論を考慮されることなく、独断での内定にいたったことも非常に残念である。

社団法人 日本医師会 定例記者会見(2009 年 10 月 28 日)

いかに、政権が代わったといえども、選定理由の説明責任は十分に果たされるべきであった。日本医師会は、今回の中医協委員内定にいたる人事プロセスを断じて容認することはできない。

しかしながら、日本医師会としても、地域医療の崩壊を食い止め、医療を再生したいという思いは強い。日本医師会はこれまで、地域医療全体の底上げのために、診療報酬の全体的な引き上げが必要であると提言をしてきた。長妻厚生労働大臣は、10月26日の記者会見において、診療報酬全体を手厚くすると述べられたとうかがっている。この点については期待したい。

日本医師会は、これまで医療現場の声、患者の声、地域住民の声を受け止め、エビデンスにもとづく医療政策を提言してきた。これからも、日本の医療を守るため、政策を提言していく。中医協に対しても、診療報酬についての幅広い情報と深い経験をもとに、適時適切に意見を申し述べていきたい。

以上